様式第５号（第７条関係）

丸亀市ロードサポーター協定書

ロードサポーター名　　　　　　代表者　　　　　（以下「ロードサポーター」という。）及び丸亀市（以下「市」という。）は、丸亀市ロードサポーター制度に関し、次のとおり協定を締結する。

（活動場所）

第１条　活動場所は、次のとおりとする。

市道名：市道　　　　　　線

区　間：　　　　　町　　　地先から　　　　　町　　　地先まで（約　　ｍ）

（活動内容等）

第２条　ロードサポーターの活動内容は、次のとおりとする。

（１）　清掃

（２）　除草

（３）　緑化作業（低木及び草花の植栽に限る。）

（４）　市道異常個所及び不法投棄物に関する情報提供

（５）　その他地域に愛される道路環境づくりに資するもの

（市の役割）

第３条　市の役割は次のとおりとする。

（１）　ごみ袋及び軍手の支給並びに清掃用具の貸与

（２）　ロードサポーターの加入するボランティア活動保険に係る保険料の援助

（３）　清掃作業の警告板及び作業用ベストの貸与

（４）　ロードサポーターが回収した廃棄物の処理

（５）　活動表示看板の設置

（その他）

第４条　活動に当たっては、「丸亀市ロードサポーター制度実施要綱」の規定を遵守するとともに、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、ロードサポーター及び市が協議のうえ、定めるものとする。

　　年　　月　　日

ロードサポーター名

代表者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　㊞

丸　亀　市　長